

令和3年度監査報告に基づく措置状況

「定期監査・行政監査」

《市長関係分》

＜総務部＞

室 課 等	指 摘 事 項	措 置 の 内 容 等
企画政策室	<p>＜支出負担行為書の処理について＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積立金に係る支出負担行為は、200万円以上500万円未満の場合は副市長、500万円以上の場合には市長の決裁となりますが、それぞれ部長の決裁で処理されているものがありました。(予算執行) ・債務負担行為又は長期継続契約に基づく2年度目以降の支出負担行為は、各年度における予算執行に関する支出負担行為が必要となることから、毎年4月1日付けで決裁を受けなければなりません。が、債務負担行為による公有財産購入に係る今年度の歳出予算に基づく支出負担行為書において、決裁を受けず、「別途決裁済」として処理しているものがありました。(予算執行) <p>＜消耗品（郵便切手、郵便はがき）出納簿の処理について＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郵便切手を使用したにもかかわらず、出納簿の記載もれにより残数が一致していないものがありました。(物品) 	<p>令和4年3月25日、市長及び専決者である副市長の決裁について、それぞれ追認を受けました。</p> <p>令和4年3月25日、専決者である副市長の決裁について、追認を受けました。</p> <p>令和4年1月11日、使用を確認した上で追記しました。</p>
総務課	<p>＜時間外勤務等命令簿の処理について＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間外勤務をしたにもかかわらず、庶務事務システムへの入力漏れにより、時間外勤務手当が未支給となっているものがありました。(サービス) <p>＜支出負担行為書の処理について＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積立金に係る支出負担行為は、500万円以上の場合には市長の決裁となりますが、部長の決裁で処理されているものがありました。(予算執行) ・債務負担行為又は長期継続契約に基づく2年度目以降の支出負担行為は、各年度における予算執行に関する支出負担行為が必要となることから、毎年4月1日付けで決裁を受けなければなりません。が、債務負担行為による工事に係る今年度の歳出予算に基づく支出負担行為書において、決裁を受けず、「別途決裁済」として処理しているものがありました。(予算執行) 	<p>令和4年2月21日、時間外勤務時間数を確認した上で、未支給分を支給しました。</p> <p>令和4年1月13日、市長の決裁について、追認を受けました。</p> <p>令和4年1月13日、専決者である部長の決裁について、追認を受けました。</p>
災害対策室	<p>＜時間外勤務等命令簿の処理について＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間外勤務命令を庶務事務システムに入力する際、誤った日付で入力しているものがありました。(サービス) <p>＜支出負担行為書の処理について＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債務負担行為又は長期継続契約に基づく2年度目以降の支出負担行為は、各年度における予算執行に関する支出負担行為が必要となることから、毎年4月1日付けで決裁を受けなければなりません。が、債務負担行為による委託契約及び長期継続契約による賃貸借契約に係る今年度の歳出予算に基づく支出負担行為書において、決裁を受けず、「別途決裁済」として処理しているものがありました。(予算執行) 	<p>確認したところ、支給割合が同一であるため、支給額に誤りはありませんでしたが、今後は、適正な事務処理に努めます。</p> <p>令和4年1月17日、専決者である主幹の決裁について、追認を受けました。</p>

室 課 等	指 摘 事 項	措 置 の 内 容 等
(災害対策室)	<p><物品の検収について></p> <ul style="list-style-type: none"> 物品分任出納員の発令を受けていない主査が、物品の検収を行っているものがありました。(物品) <p><業務委託契約に係る再委託の承諾について></p> <ul style="list-style-type: none"> 業務委託に係る契約書において、再委託する場合は委託者の書面による承諾が必要である旨定められていますが、書面による承諾がされていないものがありました。(契約) 	<p>当該主査は新年度から物品分任出納員の発令を受けることとし、監査後、物品の検収は物品分任出納員の発令を受けている他の主査が行っております。今後は、適正な事務処理に努めます。</p> <p>今後の契約に当たっては、適正な事務処理に努めます。</p>
情報システム課	<p><休憩時間の付与について></p> <ul style="list-style-type: none"> 勤務時間が6時間を超える場合は45分、8時間を超える場合は少なくとも1時間の休憩時間を勤務時間の途中に付与しなければなりません。時間外勤務を命令する際、所要の休憩時間を付与されていないものがありました。また、業務の緊急性からやむを得ず休憩時間を付与するいとまがなかったときは、「休憩時間追加付与不可報告書」により速やかに職員課長へその旨を報告しなければなりません。当該報告書の提出がなされていませんでした。(勤務) <p><支出負担行為書の処理について></p> <ul style="list-style-type: none"> 債務負担行為又は長期継続契約に基づく2年度目以降の支出負担行為は、各年度における予算執行に関する支出負担行為が必要となることから、毎年4月1日付けで決裁を受けなければなりません。債務負担行為及び長期継続契約による各種契約に係る今年度の歳出予算に基づく支出負担行為書において、決裁を受けず、「別途決裁済」として処理しているものがありました。(予算執行) 	<p>令和4年3月31日、業務状況を確認した上で、「休憩時間追加付与不可報告書」を職員課長に提出しました。</p> <p>令和4年1月20日から25日にかけて、市長並びに専決者である副市長及び部長の決裁について、それぞれ追認を受けました。</p>
秘書課	<p><支出負担行為書の処理について></p> <ul style="list-style-type: none"> 債務負担行為又は長期継続契約に基づく2年度目以降の支出負担行為は、各年度における予算執行に関する支出負担行為が必要となることから、毎年4月1日付けで決裁を受けなければなりません。長期継続契約による賃貸借契約に係る今年度の歳出予算に基づく支出負担行為書において、決裁を受けず、「別途決裁済」として処理しているものがありました。(予算執行) 	<p>令和4年1月21日、専決者である部長の決裁について、追認を受けました。</p>
広報広聴課	<p><時間外勤務等命令に係る事務について></p> <ul style="list-style-type: none"> 確認した時間を手書きする際、「命令時間」と「確認した時間」とが一致していないものがありました。(勤務) 	<p>「確認した時間」の記載が誤っていたもので、令和4年1月24日、正しい時間に訂正しました。</p>

<産業港湾部>

室 課 等	指 摘 事 項	措 置 の 内 容 等
公設青果地方卸売市場	<p><支出負担行為書の処理について></p> <ul style="list-style-type: none"> 新年度の予算執行に係る契約締結日の決裁日が前年度の日付になっているものがありました。(予算執行) 	<p>今後は、適正な事務処理に努めます。</p>

<p>商業労政課</p>	<p>＜旅行命令簿の処理について＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主査に対する道外旅行命令は、部長の専決事項となりますが、課長の決裁で処理されているものがありました。（服務） <p>＜時間外勤務等命令簿の処理について＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「命令時間」を訂正する際、所属長でない者の訂正印が押印されているものがありました。（服務） 	<p>令和3年11月10日、専決者である部長の決裁について、追認を受けました。</p> <p>令和3年11月10日、訂正について、追認を受けました。</p>
<p>農林水産課</p>	<p>＜時間外勤務等命令簿の処理について＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「命令時間」を訂正する際、所属長でない者の訂正印が押印されているものがありました。（服務） <p>＜委託契約書で定める事務処理について＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「業務受託者が使用料の領収書等を作成したときは、業務委託者の検査を受けなければならない。」と業務仕様書で定められていますが、領収書等（日帰り入浴券）の作成時に検査した記録がありませんでした。（契約） <p>＜支出負担行為書の処理について＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積立金に係る支出負担行為で、200万円以上500万円未満の場合は副市長、500万円以上の場合には市長の決裁となりますが、それぞれ部長の決裁で処理されているものがありました。（予算執行） ・委託料に係る支出負担行為で、1,000万円以上2,000万円未満の場合は副市長の専決事項となりますが、部長の決裁で処理されているものがありました。（予算執行） 	<p>令和3年12月3日、訂正について、追認を受けました。</p> <p>令和3年12月3日、業務受託者から提出のあった使用料の領収書等（日帰り入浴券）について検査し、専決者である課長の承認を受けました。今後は、適正な事務処理に努めます。</p> <p>令和4年3月30日、市長及び専決者である副市長の決裁について、追認を受けました。</p> <p>令和4年3月30日、専決者である副市長の決裁について、追認を受けました。</p>
<p>観光振興室</p>	<p>＜支出負担行為書の処理について＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債務負担行為又は長期継続契約に基づく2年度目以降の支出負担行為は、各年度における予算執行に関する支出負担行為が必要となることから、毎年4月1日付けで決裁を受けなければなりません。が、長期継続契約による賃貸借契約に係る今年度の歳出予算に基づく支出負担行為書において、決裁を受けず、「別途決裁済」として処理しているものがありました。（予算執行） 	<p>令和3年11月17日、専決者である主幹の決裁について、追認を受けました。</p>
<p>港湾室港湾振興課</p>	<p>＜通勤用車両の駐車に関する事務について＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通勤用車両の駐車を管理する管理責任者が作成すべき「施設内駐車許可車両台帳」及び「施設内駐車使用料整理簿」が作成されていませんでした。（文書） <p>＜支出負担行為書の処理について＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債務負担行為又は長期継続契約に基づく2年度目以降の支出負担行為は、各年度における予算執行に関する支出負担行為が必要となることから、毎年4月1日付けで決裁を受けなければなりません。が、長期継続契約による賃貸借契約に係る今年度の歳出予算に基づく支出負担行為書において、決裁を受けず、「別途決裁済」として処理しているものがありました。（予算執行） <p>＜随意契約に係る手続について（修繕）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・随意契約の方法により10万円以上の契約を締結しようとする場合は、2人以上の者から見積書を徴しなければなりません。が、明確な理由もなく、見積書を徴していないものがありました。（契約） 	<p>令和3年11月19日、駐車許可状況や使用料納付状況などを確認した上で、「施設内駐車許可車両台帳」及び「施設内駐車使用料整理簿」を作成しました。</p> <p>令和3年11月19日、専決者である課長の決裁について、追認を受けました。</p> <p>今後の契約に当たっては、適正な事務処理に努めます。</p>